

教育白書にあらわれた幼稚園の現状

— 1 —

玉 越 三 朗

本年二月にわが国教育の現状が文部省から発表された。この発表のなかには、幼稚園についても一章が設けられ、(1)幼稚園に入園している幼児数、(2)小学校入学者のうちの幼稚園修了者、(3)幼稚園に入園を希望している幼児数、(4)幼稚園の教員の数とその給与、(5)幼稚園の施設・設備、(6)幼稚園の財政、(7)保護者の負担、(8)幼稚園と保育所について述べられている。いまこれらのうち幼稚園の経費、幼稚園の普及の状態、施設設備の現状の三点について簡単に述べてみることにする。

1 幼稚園の経費

1 幼児一人に使われた経費 幼稚園で幼児一人に一年間に使われた費用は、平均四千五百十三円(昭和二十六年会計年度)である。これを国立、公立、私立別にみると国立五千八百四十六円、公立四千九百十四円、私立四千五百十八円となる。(第一表参照)

この経費の内訳つまりこの経費がどんなことに使われたかということを見ると、その全体の五一・七%の二千三百三十三円が教員の俸給その他の給与に、二二%の九百九十三円が維持運営費に、一八・九%の八百五十三円が建築費に、二・七%の百二十一円が設備費に、残りの二百十三円がその他の経費に使われている。

これを国立、公立、私立別に比較してみると第二表のようになる。この表をみて感ずることは、(1)国立はその大部

手 当		經常的維持 運 営 費	新営および 工 事 費	臨時設備費	その他の経費
兼務者の 給与手当	その他の給 与手当旅費				
10,094,226	27,816,536	239,406,156	205,066,734	29,824,461	50,789,305
6,090	728,950	2,924,390	753,899	181,000	18,179
—	24,350	565,102	—	—	—
2,419,525	16,452,728	116,983,681	82,294,741	8,339,666	27,382,768
7,668,611	10,610,508	118,932,983	122,018,094	21,303,795	23,388,358

(文部省指定統計昭和26年度)

分(七六・九%)が教員給に使われて、建築費、設備費には殆んど使われていないこと。
 (2)私立は教員給には僅かに四八・四%しか使わないう建築費、設備費に比較的金を使つてゐること。
 (3)設備費は国立、公立、私立とも

第2表 幼児1人に使われた費用の割合

区 分	教員給	維持費	建築費	設備費	その他
平均	51.7%	22.0	18.9	2.7	4.7
国立	76.9	17.4	4.5	1.1	0.1
都道府県公立	67.0	33.0	—	—	—
市町村立	54.4	22.7	16.0	1.6	5.3
私立	48.4	21.5	22.0	3.9	4.2

殆んど使つていないことである。(施設・設備の状態参照)

なお、公立幼稚園については、地方教育費調査の中間報告が掲げられているので、この調査の幼児一人当りの経費について述べてみ

よう。この調査によると、幼児一人について昭和二十七年には六千六百九十九円使つてゐる。(小学校は一万二百円であるからその六割五分に当る)その内訳をみると、教員給や維持費に五千五百三十二円、土地、建物等の費用に千五百五十八円である(第三表参照)いまそのうちの教員給や維持費等の消費的支出について、都道府県別にみてもと第四表のようになる。

第3表 幼稚園費の内訳と単位経費

区 分	金 額	単位経費
総 額	1,054,946千円	6,699円
A 消費的支出	871,123	5,532
1. 教授費	646,831	4,107
2. 維持費	94,179	589
3. 修繕費	45,388	288
4. 補助費	30,467	194
5. 定本費	55,669	355
B 土地・建物費	182,390	1,158
1. 土地費	12,522	80
2. 建築費	85,163	541
3. 設備費	80,785	513
4. 図書費	3,920	24
C 償還費	725	5

(地方教育費の調査中間報告27会計年度)

この表によると、最高は鳥取県の一万二千

第1表 幼稚園の経費

区 分	総 額	教 職 員 の 給 与				
		計	本 務 者			その他の諸手当
			俸給	手当	手当	
		教 員	職 員	職 員	職 員	
計	1,087,072,711	561,986,055	457,566,097	29,687,343	36,821,853	
国立	16,777,768	12,900,300	8,342,526	2,797,111	1,025,623	
都道府県公立	1,711,506	1,146,404	930,048	151,099	40,907	
市町村立	514,985,776	279,984,920	221,659,055	16,269,976	23,183,636	
私立	553,597,661	267,954,431	226,634,468	10,469,157	12,571,687	

第4表 幼児1人当り消費的経費

区 分	幼児一人 当り費用	順 位	区 分	幼児一人 当り費用	順 位
平 均	5,536円		24. 三 重	4,722	22
1. 北海道	7,697	6	25. 滋 賀	5,943	12
2. 青 森	5,526	15	26. 京 都	7,263	8
3. 岩 手	3,984	31	27. 大 阪	9,097	3
4. 宮 城	4,655	23	28. 兵 庫	5,722	13
5. 秋 田	2,587	40	29. 奈 良	6,112	11
6. 山 形	—	—	30. 和歌山	4,616	24
7. 福 島	5,535	14	31. 鳥 取	10,215	1
8. 茨 城	4,572	26	32. 島 根	3,967	32
9. 栃 木	—	—	33. 岡 山	4,096	29
10. 群 馬	4,877	17	34. 広 島	3,741	34
11. 埼 玉	2,603	39	35. 山 口	9,416	2
12. 千 葉	4,135	28	36. 徳 島	3,679	35
13. 東 京	9,087	4	37. 香 川	3,485	36
14. 神奈川	4,847	18	38. 愛 媛	3,986	30
15. 新 潟	4,301	27	39. 高 知	—	—
16. 富 山	4,835	19	40. 福 岡	7,075	9
17. 石 川	3,938	33	41. 佐 賀	8,965	5
18. 福 井	3,024	38	42. 長 崎	4,729	21
19. 山 梨	2,492	41	43. 熊 本	5,474	16
20. 長 野	7,653	7	44. 大 分	4,596	25
21. 岐 阜	3,115	37	45. 宮 崎	—	—
22. 静 岡	4,826	20	46. 鹿 児 島	—	—
23. 愛 知	6,126	10			

十五円で最低は山梨県の二千四百九十二円でその差は甚しい。このような差の甚しいことは他の学校にはみられないことで、幼稚園の

所在地の地方差の甚しいこととともに幼稚園に特に目立つことである。

2 使った費用の財源 幼稚園で使った

基 本 財 産 入	保 育 園 料 入	設置者負担	借 入 金	そ の 他 の 入 収	繰 越 金
5,315,160	533,062,892	467,396,182	33,234,398	16,164,736	15,980,731
—	2,130,361	14,156,664	—	24,842	—
—	79,810	1,631,696	—	—	—
2,682,421	136,808,505	367,907,548	1,895,230	1,893,571	7,547,959
2,632,739	394,044,216	83,700,274	31,339,168	14,246,323	8,432,772

(文部省指定統計昭和26年度)

費用の財源をみると、国立は設置者である国がその費用の全体の八四・四％(千四百十五万六千円を負担し、他は保育料(一二・七％の二百十三万円)寄付金(〇・八％の四十六万五千円)その他の収入でまかなつてゐる。

公立幼稚園のうち市町村立は全体の七〇・七％に当る三億六千七百九十万七千円を市町村が負担し、他は保育料(二六・二％の一億三千六百八十八千円)寄付金、借入金、基本財産収入、起債、国庫支出金、都道府県支出金、その他の収入でまかなつてゐる。都道府県負担(九五・三％百六十三万一千円)と保育料(四・七％七万九千円)でまかなつてゐる。私立は保育料(七〇・一％の三億九千四百四十四万四千円)設置者負担(一四・九％の八千三百七十万円)借入金(三千百三十三万九千円)寄付金(三千百二十三万九千円)都道府県支出金、市町村支出金、その他の収入でまかなつてゐる。(第五表参照)

なお、さきに述べた公立幼稚園における地方教育費調査によると、第六表のような財源になつてゐる。

以上の結果から財源をみると、公立幼稚園の負担は大体設置者が七割、保護者が三割で

第6表 公立幼稚園の財源

区 分	総 額	借入金・寄付金以外の公費				借入金	寄付金
		公費合計	国庫補助	都道府県支出金	市町村支出		
金 額	千円 1,054,946	917,131	1,536	36,484	879,111	3,048	134,767
百分率	% 100.00	86.94	0.15	3.46	83.33	0.29	12.77

(地方教育費の調査中間報告27会計年度)

(文部事務官)

あり、私立幼稚園は保護者が七割五分、設置者が二割五分であるということになる。(これが幼稚園経営の望ましい姿かどうかは別として幼稚園教育発展のために必要なのはなお多くの問題がこの経費面にも伏在しているといふことができるよう。

第5表 幼稚園の財源

区 分	総 額	国庫支出金	都道府県支出金	市町村支出金	起 債	寄 附 金
計	1,103,053,442	353,500	2,632,323	2,883,114	553,370	41,457,767
国 立	16,777,788	—	—	—	—	465,901
公 立	1,711,506	—	—	—	—	—
都道府県立	1,711,506	—	—	—	—	—
市町村立	522,533,735	353,500	759,761	—	480,970	9,752,229
私 立	562,030,433	—	1,872,562	2,883,114	72,400	31,239,637